

## 軽微な変更の対象

1. 長期修繕計画の変更のうち、次に掲げるもの
  - ・マンションの修繕の内容又は実施時期の変更であって、計画期間又は修繕資金計画の変更を伴わないもの
  - ・修繕資金計画の変更であって、マンションの修繕の実施に支障を及ぼすおそれのないもの
2. 2以上の管理者等を置く管理組合にあつては、その一部の管理者等の変更
3. 監事の変更
4. 規約の変更であつて、監事の職務及び次に掲げる事項の変更を伴わないもの
  - ・マンションの管理のため必要となる、管理者等によるマンションの区分所有者の専有部分及び規約（これに類するものを含む。）の定めにより特定の者のみが立ち入ることができることとされた部分への立入りに関する事項
  - ・マンションの点検、修繕その他のマンションの維持管理に関する記録の作成及び保存に関する事項
  - ・マンションの区分所有者その他の利害関係人からマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する事項